

市 民 税 ・ 県 民 税 納 入 申 告 書			
高 崎 市 長 様		年 月 日提出	(受付印)
(特別徴収義務者)			
住所(所在地)			
個人番号又は法人番号			
氏名(名 称)			
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、下記のとおり 分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
年	月分	人員	人
支 払 金 額			円
特 別 徴 収 税 額	市 民 税		円
税 額	県 民 税		円

内訳（お手数でも下記にもご記入ください。）

当該年1月1日の住所			
氏 名			
勤 続 年 数	年	支 払 金 額	円
特 別 徴 収 税 額	市 民 税	円	県 民 税 円
当該年1月1日の住所			
氏 名			
勤 続 年 数	年	支 払 金 額	円
特 別 徴 収 税 額	市 民 税	円	県 民 税 円

市民税・県民税特別徴収税額の納期限は 翌 月 10 日 で す

(当日が金融機関の営業日でない場合は、
到来する最初の営業日が納期限になります。)

市民税・県民税特別徴収税額払込金融機関

群 馬 銀 行	し の の め 信 用 金 庫
高 崎 信 用 金 庫	北 群 馬 信 用 金 庫
み ず ほ 銀 行	中 央 労 働 金 庫
埼 玉 り そ な 銀 行	群 馬 県 信 用 組 合
足 利 銀 行	ぐ ん ま み ら い 信 用 組 合
第 四 北 越 銀 行	あ か ぎ 信 用 組 合
東 和 銀 行	高 崎 市 農 業 協 同 組 合
大 光 銀 行	は ぐ く み 農 業 協 同 組 合
	多 野 藤 岡 農 業 協 同 組 合

※払込金融機関は合併等の事由により変更となる場合がありますのでご了承ください。

● ゆうちょ銀行・郵便局の指定 ●

関東各都県及び山梨県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、当市の取扱局として指定しなければなりません。

「指定通知書」に利用するゆうちょ銀行・郵便局名を記載のうえ、当初納入する際に、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。「指定通知書」は、高崎市のホームページからダウンロードして印刷することができます。なお、前年度利用の指定郵便局等は、提出の必要はありません。

高崎市ホームページリンク

<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/5706.html>

●納入書の記入方法●

給与分（表面）…「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に記載のある月割額を記入してください。

給与から引去りした退職者の一括徴収分がある場合は、一括徴収分を含んだ金額を記入してください。

退職所得分（表面）…退職所得の分離課税分がある場合に記入してください。この欄に記入する場合は、裏面の納入申告書にも記入してください。

※万一、書き損じられた場合には、金額を二重線で訂正し（訂正印は不要）正しい金額を記入してください。

●お願い●

退職・転勤等により給与所得者に異動があったときは至急異動届出書を提出してください。

お問い合わせ先

○課税の内容に関すること

高崎市役所市民税課 電話 027-321-1218（直通）

○納入に関すること

高崎市役所納税課 電話 027-321-1216（直通）